

「平均点が高い」だけが選定理由として浮上

平均点数1550点でも集団的個別指導対象に

集団的個別指導は、厚生労働省が作成したデータをもとに算出したレセプト一

件あたりの平均点数の一・二倍以上の保険医療機関を対象に、上位八%に実施される。二〇〇九年度までは上位四%だったが、指導の平準化を理由に対象者が広げられた。「平均点数が高い」。この一点が選定理由で請求内容などは一切関係が

ない。指導は基本的には講習会方式で一時間三十分程度行われている。ちなみに二〇一二年度は、レセプト一件あたりの平均点数(三百四十九点)が一・二倍(千四百九十九点)を超える保険医療機関であつて、東京都内の医療機関の上位八%にあたる八百十三件を対象に、六月十四日と二十八日に実施された。

(2) 平均点数は1249点の一・二倍が基準値

今回使用された平均点数  
(千二百四十九点) は、一〇一年の社保一般と後期高齢(国保の一般が含まれるかは不明)のデータをもとに算出されている。一年分のデータをすべて利用しているのか、ある特定の期

### (3) 都内歯科医院の 上位3000番が対象に

二〇一一年度は、二〇一  
年度と二〇一〇年度に個  
別指導（新規も含む）や集  
団的個別指導を受けた保険  
医療機関で基準値（一千四百  
九十九点）以上の保険医療機  
関、今年度個別指導（新  
規も含む）が予定されてい  
る保険医療機関で基準値

療機関の上位八%にあたる八百十三件に集団的個別指導が実施されている。集団的個別指導から除かれる約二千二百件を考慮すると東京都内の歯科医療機関の上位三千番ぐらいまでが集団的個別指導の対象となつています。

間を利用しているのかは公表されていない。いずれにしても、この平均点数の一・二倍である千四百九十九点を東京の基準値と定め、これまで以上の医療機関はすべて高点数医療機関に位置づけられている。

#### (4) 集団的個別指導後の措置

指導大綱では、「集団的個別指導を受けた保険医療機関で、翌年度も引き続き高点数の場合は翌々年度に個別指導を行う」とされ、東京都内の医療機関の上位4%に個別指導を行うとされている。

しかし、東京の厚生局では、指導医療官だけでなく、は、指導医療官だけではなく、厚生局が委嘱した審査委員経験者が個別指導を行うなど着実に指導件数を増やしている。ちなみに、昨年度の指導計画では、高点数を理由にした個別指導対象医

一〇一年度指導計画では、二〇一〇年度の集団的個別指導を受けた保険医療機関として三百九十八件が選定され、その内の九十一件に個別指導を実施する。

機関で二〇一一年度についても改善が見られなかつた。保険医療機関約三百五十件が(開示資料より推測)個別指導に選定されている。過去の事例を見ても三百五十件のすべてを個別指導することは物理的にむずかしい。この指導は仕組みがわからぬにくく、公表されていない部分も多いことから、「点数を下げなければ、すぐに個別指導になるのか」「点数を何点まで下げれば良いのか」など協会に多くの相談がなされた。

個別指導が寄せられた。そもそも高点数を理由にした指

1 年以降も基 準以上の場合 (上位 8%以内)	2011 年以降も基 準以上の場合 (上位 4%以内)
団の個別指導	団の個別指導
↓	↓
↓	個別指導
団の個別指導	↓
↓	↓
↓	↓
団の個別指導	↓
↓	

導には何ら大差はない。歯科医師が指導を恐れ、必要な医療の提供を躊躇させるような制度は、ただちに廃止すべきである。会員におかれども、この指

適正な保険  
診療の提供に尽力  
されることを

## 集団的個別指導の現状(東京)

